

## Q & A

### 歯科治療（自由診療）を途中でやめたいと言われ、治療費の返還を求められたら？

Q. 当歯科医院で半年前から矯正装置を装着して歯列矯正治療を続けている患者から、当院での矯正治療をやめたいと言われ、治療費の返還を求められました。矯正にかかる治療費は、治療開始時に全額を受領済みなのですが、返還に応じなくてはならないのでしょうか。

また、中途終了時のトラブルを避けるため、治療開始時にしておくべきことや、終了時に注意すべきことはありますか。

A.

#### 1. 治療費の返還について

歯科診療のうち、自由診療については、治療開始時に、その治療にかかる費用の総額を提示した上で、患者の了承を得ることが一般的です。了承を得た治療費の総額は、患者との間で締結される診療契約の内容として患者の合意を得ていることになるため、医師（医療機関）には治療の対価として受け取る権利が発生します。

しかし、治療が途中で終了した場合の治療費の取扱いについては、治療開始時に取り決められていないこともあります。そのような場合には、法律（民法）に従って、治療費の受領の可否及びその範囲を判断することになります。

民法によれば、医師（医療機関）には治療の進行状況に応じた治療費を受け取る権利が認められます。したがって、実施済みの治療の割合に応じた治療費については返還に応じる必要はありませんが、未だ実施していない治療に相当する部分は返還に応じなければなりません（設例と異なり、実施済みの治療の割合に応じた治療費を患者から受領していない場合には、その治療費を患者に請求することができます）。

返還対象となる治療費の具体的な金額は、終了した治療行為の内容や成果と未実施の治療行為の内容とを比較し、治療計画全体に対する経過期間の割合等の諸要素を加味して評価されます。診療契約を円満に終了させるためには、治療費の算定根拠を患者に示して理解を求めることが重要です。なお、日本臨床矯正歯科医会では、治療の段階に応じた診療報酬精算の目安<sup>1)</sup>を提唱しています。

## 2. 治療開始時にしておくべきこと

返金に関する中途終了時のトラブルを未然に防ぐ方法として、治療が途中で終了した場合の治療費の取扱いについてあらかじめ取り決めておくことも可能です。その場合、取り決めた内容を見積書等に明記して患者に説明しておくことが必要です。

ただし、取り決めの内容によっては、法律上無効とされてしまうことに注意が必要です。矯正歯科の治療費について「いったん納入された料金は理由の如何を問わずお返しできません」と定める料金規程について、消費者契約法第9条第1号（同種契約の解除時に生じる平均的な損害額を超える違約金を定めるもの）に該当する無効な条項であるとして、適格消費者団体が医療機関に対し削除を求めた例<sup>2)</sup>もあります。合理的な根拠のない料金規程は、民法（公序良俗違反）や消費者契約法に基づいて効力を否定されるおそれがありますので、治療の進行状況が金額に反映された内容を取り決めることが必要です。

実際に治療が途中で終了する事例の中には、患者が治療経過に不満を持ったことが原因で中途終了となる例も少なくありません。治療開始の時点で、治療計画について書面を用いるなどして患者に適切に説明し理解を得ることが重要です。また、治療に伴うリスクについての事前説明がおろそかだったために治療上不可避のリスクを医療過誤と誤解され、治療の終了を求められることもあります。そのようなことを避けるため、リスクの事前説明も重要です。

## 3. 治療の中途終了時に注意すべきこと

治療を継続する必要性を説明しても患者がそれを望まないときは、やむなく治療継続を断念することになるでしょう。

その場合、患者には、これまでに行った治療の内容と、これから行う予定であった治療の内容に加え、治療を途中で終了してしまうことで想定されるリスクも説明する必要があります。また、そのような説明をした上で患者が最終的に治療を途中で終了することを選択したという経緯を、診療録に記録しておくことが重要です。

矯正歯科の転医については、日本臨床矯正歯科医会が、矯正歯科患者の矯正歯科医変更に関する規程<sup>3)</sup>を定めています。後医への情報提供や患者への説明等、転医時の対応指針が示されており、所属会員以外にとっても有用な内容が含まれていますので、ご参考までに紹介します。

【参考文献】

- 1) [公益社団法人日本臨床矯正歯科医会 HP（矯正歯科患者の矯正歯科医変更に関する規程）](#)
- 2) [消費者庁 HP（消費者機構日本と学校法人神奈川歯科大学との間で差止請求に関する協議が調ったことについて）](#)
- 3) [公益社団法人日本臨床矯正歯科医会 HP（当会の取り組み）](#)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [安心・安全な矯正歯科治療提供のために必要な取り組みと専門医制度\\*\\*\\*](#)
- ・ [診療契約が解除された場合の治療費の返還範囲\\*\\*](#)
- ・ [第 1 回 歯科医療の訴訟リスク](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。